

令和 8 年度出雲崎町特別商品券取扱店募集要項

1 趣旨

この要項は、物価高騰の影響を踏まえ、町民への生活支援における給付措置及び町内事業者の活性化対策として実施する令和 8 年度出雲崎町特別商品券利用事業にあたり、その特別商品券を物品の購入若しくは借受け又はサービス提供等に使用（以下「取引」といいます。）できる店舗及び営業所等の募集に関して定めるものです。

2 商品券内容

(1) 内容

商品券 1 枚当たりの額面は、500 円とし、1 冊 20 枚綴り

(2) 発行数

令和 8 年 9 月 1 日（火）において町の住民基本台帳に記録されている方 1 人 1 冊分（約 3,700 冊）

(3) 使用期間

令和 8 年 11 月 1 日（日）から令和 9 年 2 月 28 日（日）まで

3 商品券の取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券の交付を受けた方は、商品券を交換、譲渡、売買及び換金することができません。
- (2) 商品の金額が商品券額面に満たない場合でも、釣銭は出しません。
- (3) 他の商品券との併用は可能です。
- (4) 使用期間を過ぎた商品券は、取引に使えません。
- (5) 商品券の盗難、紛失及び滅失に対し、町はその責を負いません。
- (6) 商品券を著しく破損又は汚損したときは、速やかに町に届け出てください。

4 商品券の利用対象にならないもの

商品券は利用者と取扱店との間における取引においてのみ使用可能とし、次に掲げる取引に使用することができません。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) 換金性の高い金券及び商品券等の有価証券
- (3) 取引に課せられる以外の国税、地方税等の公租公課
- (4) 金融機関への預け入れ
- (5) タクシー運賃、町デマンド交通利用料金及び町指定ゴミ袋を除く光熱関連、交通関連、通信関連、教育関連、公衆衛生関連、一般行政及びその他の公共料金
- (6) たばこ（たばこ事業法に抵触するため販売できません）

- (7) 町外の事業所が行う宅配便の運賃
- (8) 商品券使用期間（令和 8 年 11 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日）外で行われた取引に関する支払い（期間外に使用したガス料金、期間外の新聞定期購読料及び期間外における商品の引き渡し等による売掛払い並びに先払い）

5 取扱店の参加資格

町内に店舗、事業所等を有する事業者で、次の事業者以外のものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合及び業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記「4 商品券の利用対象にならないもの」に記載の商品、役務のみを取扱う事業者
- (4) 出雲崎町暴力団排除条例（平成 23 年出雲崎町条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員

6 申込方法

- (1) 別紙「令和 8 年度出雲崎町特別商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、町産業観光課へ提出してください。
- (2) 1 事業者が複数の店舗、事業所等を経営する場合は、店舗、事業所等ごとに提出をお願いします。
- (3) 1 次募集締め切りは、令和 8 年 10 月 13 日（火）までとし、期間内に登録いただいた店舗・事業所は、取扱店一覧に掲載し、各世帯に配布します。
- (4) 1 次募集以降も随時取扱店の登録申請を受け付け、町ホームページにおいて周知します。

7 取扱店の遵守事項

取扱店として登録された事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

なお、これらに反する行為を行った場合、登録を取り消すことがあります。

- (1) 登録に関する虚偽または不正行為をしてはいけません。
- (2) 商品券の使用期間中は、町が作成及び配布するのぼり旗を取扱店の目立つ場所に掲出してください。

なお、のぼり旗は、令和 8 年 10 月 13 日（火）以降出雲崎町産業観光課窓口に取り取りに来てくださいますようお願いいたします。

- (3) 取引において、商品券の受取りを拒まないでください。ただし、商品券が著しく破損又は汚損しているときは、この限りではありません。
- (4) 「3 商品券の取り扱いにおける厳守事項」に違反する行為をしてはいけ

- ません。
- (5) 商品券が偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町産業観光課に連絡してください。
 - (6) 商品券を交換、譲渡、売買及び「8 換金方法」で示した以外の方法での換金をしてはいけません。
 - (7) 自社商品の購買に商品券を利用してはいけません。
 - (8) 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金及び諸経費等）の支払いに使用してはいけません。
 - (9) 使用済みの商品券は、再使用を防ぐため商品券裏面に取扱店名称を記載又は押印（以下「記載等」といいます。）することとし、既に記載等がある商品券は、受け取りを拒否してください。
 - (10) 前回、明らかに取得可能な枚数を超えて商品券を使用する事例が報告されました。お客様から受け取った商品券を(9)に示したとおりの記載等せずに他店で使用する行為は絶対にやめてください（事実が確認された場合、取扱店を取り消し、損害が発生した場合は賠償していただきます）。
 - (11) 商品券の使用期間中に取扱店を辞められる場合は、必ず連絡してください。

8 換金方法

- (1) 商品券の換金を受けようとする取扱店は、別紙「令和8年度出雲崎町特別商品券事業交付金請求書」に7(9)で示したとおりに記載等した商品券を添えて出雲崎町産業観光課に提出してください（請求書は、押印が必要です）。
- (2) 換金請求期間は、令和8年11月1日（日）から令和9年3月26日（金）とします。この期間以外のものは、いかなる理由があろうとも換金できません。

9 問合せ先

出雲崎町 産業観光課 商工観光係

〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140

TEL：0258-78-2291 FAX：0258-41-7322

E-mail：shokou@town.izumozaki.niigata.jp

町ホームページ：https://www.town.izumozaki.niigata.jp/

※ 請求書等の様式は、町ホームページに掲載しております。